

各高齢者施設・事業所 管理者 様

宮崎市福祉部介護保険課長  
( 公 印 省 略 )

**「医療警報」への移行に伴う要請及びマスク着用の  
考え方の見直し等について（依頼）**

このことについて、各高齢者施設・事業所におかれましては、日ごろから新型コロナウイルス感染症の感染防止に取り組んでいただき感謝申し上げます。

さて、令和5年2月8日から県下全域に「医療緊急警報」が発令されておりましたが、新規感染者の減少傾向が続き、病床使用率は15%を下回る水準まで低下するなど、医療提供体制への負荷も一段と軽減されている状況を踏まえ、令和5年2月21日から「医療警報」へ移行することとなったことから、面会等の要請内容が下記のとおり変更になりますのでご確認いただきますようお願いいたします。

また、新型コロナ対策におけるマスクの着用については、「マスク着用の考え方の見直し等について（令和5年3月13日以降の取扱い）」（令和5年2月10日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）において、考え方が見直されたところですが、重症化リスクが高い者が多く生活する高齢者施設・事業所におけるマスクの取扱いについては、下記のとおりですので御理解と御協力をよろしく申し上げます。

記

**「医療警報」への移行に伴う要請**

○面会について

面会を実施する場合は、感染防止対策を徹底の上、人数は最小限でお願いします。

＜参考＞高齢者施設における面会の取扱い

警報区分	目安（病床使用率）	面会の取扱い
警報なし	—	○感染防止対策を徹底の上、最小限の人数で面会実施（※） ※令和3年11月24日付け厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について」に基づく対応
<b>医療警報</b>	<b>15%</b>	
医療緊急警報	25%	○緊急やむを得ない場合を除き、対面での面会を制限 （ガラス越しやオンラインでの面会）
医療非常事態宣言	50%	

**マスクの着用が推奨される場面（令和5年3月13日から適用）**

- ・高齢者施設・事業所の**従事者**については、勤務中（※）のマスクの着用が**推奨**されております。
- ・高齢者施設・事業所への訪問時（来訪者）は、マスク着用が効果的な場面として、マスクの着用が推奨されております。

※ 勤務中であっても、従事者にマスクの装着が必要ないと考えられる具体的な場面については、各高齢者施設・事業所の管理者等が適宜御判断ください。  
(例) 周囲に人がいない場面、利用者と接しない場面であって会話を行わない場面等

※ 関連通知等を宮崎市ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

※ 本文書は各サービス毎に複数回送信されていることがありますのでご了承ください。